

【平成29年7月20日吉田町決定】

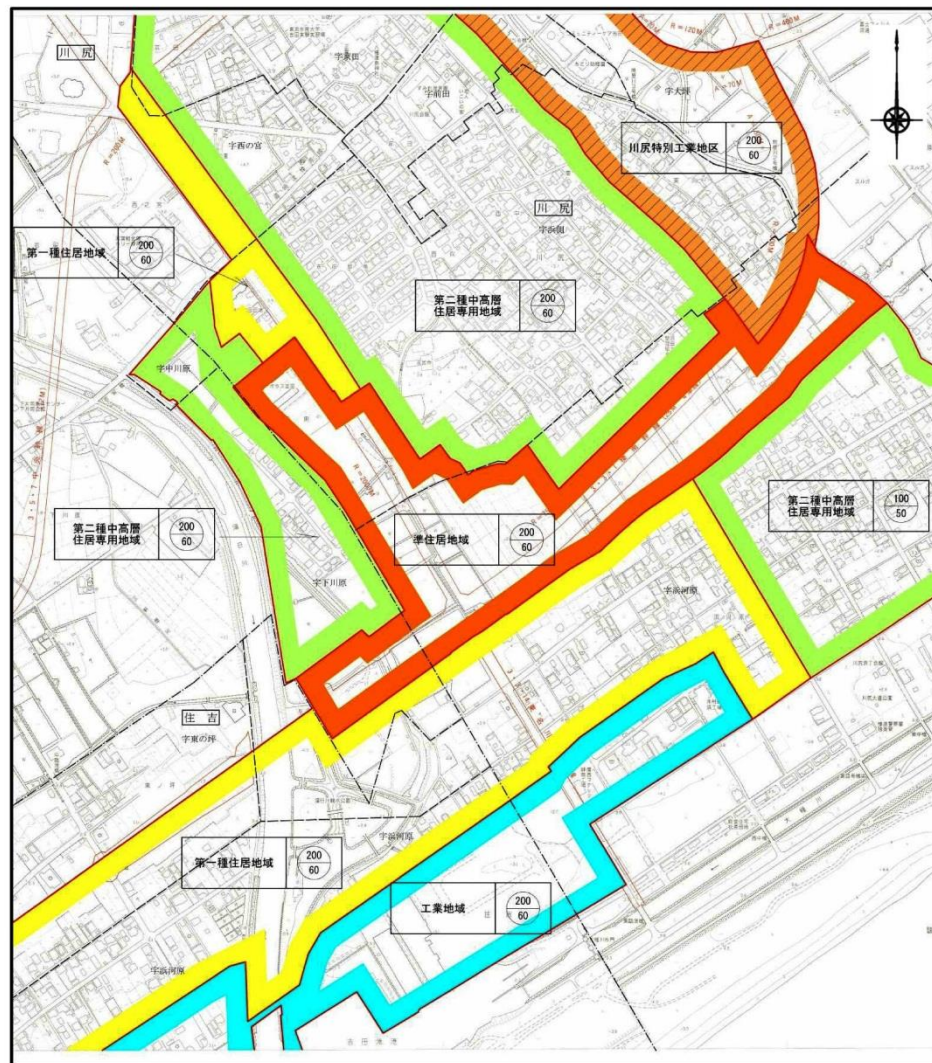
# 吉田町浜田区画整理事業地内（川尻地内）の 用途地域の変更及び浜田地区計画を決定しました



## ① 用途地域の変更

○概要：吉田町川尻地内 吉田町浜田土地区画整理事業地内の一部の用途地域を準住居地域に変更するもの。

【変更後の用途地域】



## ② 地区計画の決定

○概要：吉田町川尻地内 吉田町浜田土地区画整理事業地内の全部について地区計画を決定するもの。

○内容：吉田町浜田土地区画整理事業地内を4つの地区に区分し、それぞれの地区に以下の規制を行うもの。

### 【A地区(住居ゾーンA)】

- ＝第2種中高層住居専用地域
- ・ 浜田地区外の施設の屋外広告物の設置の禁止
- ・ ネオン、LEDその他電飾により点滅する屋外広告物の設置の禁止
- ・ 屋上広告物の設置の禁止

### 【B地区(住居ゾーンB)】

- ＝第1種住居地域
- ・ 自動車教習所、床面積15㎡を超える畜舎、ボーリング場・スケート場・水泳場・スキー場・ゴルフ練習場・バッティング練習場の建築の禁止
- ・ 浜田地区外の施設の屋外広告物の設置の禁止
- ・ ネオン、LEDその他電飾により点滅する屋外広告物の設置の禁止
- ・ 屋上広告物の設置の禁止

### 【C地区(うなぎ加工業ゾーン)】

- ＝第2種住居地域
- ・ 自動車教習所、床面積3,000㎡を超える店舗・飲食店・事務所・ホテル・旅館、床面積15㎡を超える畜舎、ボーリング場・スケート場・水泳場・スキー場・ゴルフ練習場・バッティング練習場、パチンコ店・マージャン店・射的場・勝馬投票券発売所・場外車券売場その他これらに類するものの建築の禁止
- ・ 浜田地区外の施設の屋外広告物の設置の禁止
- ・ ネオン、LEDその他電飾により点滅する屋外広告物の設置の禁止
- ・ 屋上広告物の設置の禁止

### 【D地区(沿道利用ゾーン)】

- ＝準住居地域
- ・ 自動車教習所、床面積15㎡を超える畜舎の建築の禁止
- ・ 浜田地区外の施設の屋外広告物の設置の禁止

### 【全体】

- ・ 敷地面積の最低限度200㎡(優良宅地の確保)
- ・ 垣又はさくの構造の制限(避難路としての道路の安全確保)

※ 道路に面して設置できる垣又はさくの構造は、高さ0.6m以下のもの及び門柱、長さ2m以下の門の袖並びに門扉部分を除き、次のとおりとなります。

- (1) 生け垣
- (2) 建築物の高さの基準となる地盤面から高さ1.5m以下(調整池等の危険防止用に設置するものは高さ2m以下)で透視可能なもの。

※ 吉田町浜田土地区画整理事業地内で、建築物や工作物の設置をお考えの方は、下記までお問い合わせください。

本件に関するお問い合わせ先 吉田町役場都市環境課 都市計画部門 TEL0548-33-2161  
 土地区画整理部門 TEL0548-33-2138